

「AIケアプランシステム等の試行的活用によるケアマネジャーの業務効率化検証事業」

ケアマネジャーの応募に関するQ&A

参加条件に関すること		
1	ひとつの事業所から複数名のケアマネジャーが応募することはできるか。	1事業所につき、応募できるケアマネジャーは1名です。
2	現在、すでにAIケアプランシステムを活用しているが、本事業ぜひ協力したい。応募は可能か。	大変申し訳ございませんが、本事業は現在AIケアプランシステムを使用していない方を対象としていますので、ご応募いただけません。
3	3ケース以上のケアプランを作成するつもりで応募をしたが、結果として3ケースに満たなかった場合、協力金の支払いはされるのか。	覚書の通り実施できなかった場合、協力金の支払いが困難場合があります。3ケース以上のケアプラン作成できるよう、積極的なシステム活用にご協力ください。
4	募集要領には、3ケース以上の利用者のケアプランを作成するよう書かれているが、3ケースの作成が難しい場合でも応募はできるのか。	本事業は、1年間で3ケース以上のケアプランを作成していただくことを応募条件としているため、3ケースに満たない場合は応募はできません。

プランの作成に関すること		
1	どのような利用者でもAIケアプランシステムを使用して作成してもいいのか。	新規やプランの見直しをする利用者であれば、対象者の属性や介護度は問いません。
2	AIケアプランシステムを活用してケアプランを作成することについて、利用者に同意を得ることは必要なのか。	AIケアプランシステムを利用することで、利用者への不利益が生じることや、個人情報を入力する事がないことを想定していること、また、ケアプランは最終的にはケアマネジャーの判断で作成することを鑑み、必ずしも同意は必要ないと考えています。
3	システムを使って作成したケアプランの利用者が、施設への入所等により、支援が中断した場合は、新たに対象の利用者を選定する必要があるのか。	AIケアプランシステム等を活用してケアプランの作成を行った実績があれば、新たにお選びいただくことは不要です。
4	事業担当のケアマネジャーが異動や退職をした場合は、別のケアマネジャーが担当することで良いか。	速やかに事業担当を決めていただき、覚書に基づく業務を実施するようお願いいたします。

使用するシステムに関すること		
1	AIケアプランシステム等は、どこの企業のシステムを使うのか。	AIケアプランシステム等については、アカウントを本市が委託する事業者が調達するため、現時点ではどこのシステムを使うことになるかはお答えできません。
2	使用するAIケアプランシステム等をケアマネジャーが選ぶことはできるのか。	本市が指定するAIケアプランシステム等を使用いただくため、選ぶことはできません。
3	AIケアプランシステム等は、普段使っている介護ソフトと連動させることはできるのか。	現時点で連動はしていません。
4	AIケアプランシステム等を使えば、第1表、第2表、第3表などを作成することができるのか。	システムの機能により異なるため、事業実施の際にベンダーから説明してもらうよう依頼します。
5	システムに個人情報を入力することになると思うが、漏洩の可能性はないか。	個人情報を入力せずに使用していただくようお願いします。
6	事業終了後はAIケアプランシステムを使い続けられるのか。	本事業実施期間中の令和7年6月から令和8年3月までは事業の試行的活用期間として無料で利用することができますが、それ以降に利用する場合は、別途システム提供事業者と契約を結ぶ必要があります。
7	現在事業所で利用している介護保険システムとの互換性や、影響による不具合等はあるのか。	個々の事業所で利用しているシステムが異なるため、詳細はシステムを提供している事業所に御確認ください。なお、本事業で利用するAIケアプランシステムについては、クラウド型のシステムを想定しています。

その他のご質問がある場合は、横浜市電子申請システムからお問合せください。

(下記URLもしくは二次元コードからお問い合わせください。)

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/cf1474a3-ada5-40dd-97e7-a4bcb7c1e137/start>

